

【平塚市まちづくり条例施行規則第46条「下水道の整備基準」関係】

担当 土木部 土木総務課

下水道経営課

下水道整備課

電話0463-23-1111

第1章 総則

I-1 この基準は、平塚市まちづくり条例施行規則第46条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、下水道の整備について必要な事項を定める。

I-2 この基準の用語の意義は、下水道法、都市計画法及び平塚市まちづくり条例その他関連法令の例による。

I-3 公共下水道の区域

(1) 合流式公共下水道供用開始区域

公共下水道供用開始区域のうち、汚水及び雨水を合流して排除する公共下水道が整備されている区域をいう。

(合流式公共下水道供用開始区域の範囲は、龍城ヶ丘、桃浜町、八重咲町、松風町、袖ヶ浜、高浜台、夕陽ヶ丘、代官町、久領堤、札場町、幸町、千石河岸、紅谷町、明石町、浅間町の一部、宮松町の一部、宮の前、宝町、老松町、八千代町、天沼の一部、中堂の一部、榎木町、馬入本町、馬入の一部、追分の一部である。)

(2) 分流式公共下水道供用開始区域

公共下水道供用開始区域のうち、汚水及び雨水を別々に排除する公共下水道が整備されている区域をいう。(分流式公共下水道供用開始区域の範囲は、公共下水道供用開始区域のうち合流式公共下水道供用開始区域の範囲外の部分である。)

I-4 雨水浸透適地及び浸透不適地

(1) 雨水浸透適地

開発区域内に雨水を浸透させる施設を設置することが可能な区域をいう。(雨水浸透適地は次に定める雨水浸透不適地の範囲外である。)

(2) 雨水浸透不適地

開発区域内に雨水を浸透させる施設を設置してはならない場所をいう。

(雨水浸透不適地は別に示す浸透不適地図に記載する小鍋島の一部、城所の一部、岡崎の一部、ふじみ野一丁目、ふじみ野二丁目、広川の一部、片岡の一部、千須谷、南金目の一部、北金目の一部、北金目一丁目、北金目二丁目の一部、北金目三丁目、北金目四丁目、真田一丁目の一部、真田二丁目、真田三丁目、真田四丁目、めぐみが丘一丁目、めぐみが丘二丁目、公所の一部、根坂間、出縄の一部、万田の一部、高根の一部、日向岡一丁目、日向岡二丁目、土屋、上吉沢、下吉沢である。)

第2章 市長が管理する公共下水道の整備基準

Ⅱ－1 条例施行規則第46条第1項第1号アの公共下水道、下水道の管渠、公共ます及び同号エの下水道の管渠（以下「下水道施設等」という。）並びに同号ア及びエの雨水調整施設は、本市の下水道計画、平塚市公共下水道の構造に関する技術基準及び、「下水道施設計画・設計指針と解説（社）日本下水道協会」など当基準末尾の参考資料と参考文献に基づき、下水（雨水及び汚水）を有効に排除する能力を備えた規模及び構造とする。

(1) 汚水及び雨水の排除

ア 汚水は、下水道計画の処理区域ごと、かつ、原則として処理区画割ごとに下水道施設等に排除する。

イ 雨水は、下水道計画の排水区域ごと、かつ、原則として排水の区画割ごとに下水道施設等に排除する。

(2) 管渠施設等

汚水管渠、雨水管渠、合流管渠（以下「下水道本管」という。）及び開渠は、次のとおり整備する。

ア 本市が管理する道路内の下水道施設等が管渠構造の場合は、下水道本管を整備し、開渠構造の場合は、下水道管理者と協議のうえ決定する。

イ 公共下水道事業認可区域内で開発区域内に本市が帰属を受ける道路を整備する場合は、開発区域内に下水道本管を整備する。

ウ 開発区域内の下水道本管を既設の下水道本管に会合させる場合は、会合点にマンホールを整備する。ただし、既設の下水道本管の構造上、マンホールの設置が困難な場合は、整備する下水道本管で必要な箇所にマンホールを整備する。

(3) 公共ます及び取付管

ア 下水道施設等に排除する公共ます及び取付管は、次のとおりとする。

(ア) 下水道設計標準図に基づく公共ます及び取付管を整備する。

(イ) 現行の下水道設計標準図に基づかない公共ますが設置されている場合は、当該下水道設計標準図に基づく公共ますに交換する。

(ウ) 取付管が陶管の場合は、取付管及び支管を下水道用硬質塩化ビニル管に交換する。ただし、開発区域の面積が500㎡未満の場合は、この限りでない。

(エ) 公道に設置されている公共ますを使用する場合は、民地内に移設する。

(オ) 使用していない公共ます及び取付管は撤去する。取付管を撤去する場合は、支管部分に支管止キャップ等を行うものとする。

(4) 集水柵等

市道から下水道施設等に排水する集水柵、L形雨水柵、L形街渠柵及び取付管（以下「集水柵等」という。）を整備する場合は、次のとおりとする。

ア 集水柵等の構造は、「平塚市道路標準構造図」に基づくものとする。

イ 集水柵等の取付管は、φ200mmを標準とする。

ウ 集水柵等の設置間隔は下表を標準とする。ただし、滞水が想定される場合はこれによらず設置する。

道路縦断勾配 (%)	集水幅 (m)	設置間隔 (m)
1.0 ≤ i	1.0 < W ≤ 1.5	1.5
	W ≤ 1.0	2.0
0.3 ≤ i < 1.0	1.0 < W ≤ 1.5	1.0
	W ≤ 1.0	1.0
i < 0.3	1.0 < W ≤ 1.5	別途協議
	W ≤ 1.0	

II-2 雨水調整施設

開発区域の面積が5,000㎡以上の開発事業については、開発事業完了後の雨水排水による流下先の下水道施設や河川等の負荷を調整することを目的として、必要に応じ雨水調整施設を整備する。

市長との協議により、市長が維持管理する雨水調整施設は次のとおり整備し、事業者自らが維持管理する雨水調整施設はIII-3-(6)のとおり整備する。

- (1) 整備した雨水調整施設及びその用地は市に無償で帰属するものとする。
- (2) 雨水調整施設の規模は、雨水調整施設容量表に見合ったものとする。
- (3) 雨水調整施設は、地表面を掘下げた調整池などとする。
- (4) 雨水調整施設の上部は土地利用を行わないものとする。ただし、公園や運動施設等の公共施設又は公益的な施設を兼ねるものとして整備する場合はこの限りでない。
- (5) 雨水調整施設の調整方式は自然放流方式とする。
- (6) 雨水調整施設の付帯設備（安全対策設備等）については、参考文献「下水道雨水調整池技術規準（案）」に準じる。
- (7) 雨水調整施設は雨水調整施設容量と沈砂量を合わせた規模とする。
- (8) 雨水調整施設の容量、オリフィスの断面積及び放流管径の算定方法は以下のとおりとする。

ア 雨水調整施設容量表

1ha 当たり

開発後平均流出 係数 排水区・水系		$C_i < 0.50$	$0.50 \leq C_i < 0.60$	$0.60 \leq C_i < 0.70$	$0.70 \leq C_i$
		相模川	大野東排水区 東部排水区 - 第4分区	170 m ³	220 m ³
上記以外の 排水区	—		160 m ³	210 m ³	260 m ³
金目川、鈴川、渋田川	170 m ³		230 m ³	280 m ³	340 m ³
河内川		260 m ³	320 m ³	390 m ³	450 m ³
不動川		180 m ³	230 m ³	290 m ³	350 m ³

※ツインシティ地区は別途協議とする。(末尾資料①) ※排水区・水系は(末尾資料②)とする。

イ 平均流出係数

$$C_i = \frac{\Sigma (\text{各流出係数} \times \text{各面積})}{A}$$

C_i : 平均流出係数

iA : 集水面積 (ha)

工種別基礎流出係数

工種	屋根	道路	間地
流出係数	0.80	0.75	0.20

ウ オリフィスの断面積の算定方法

$$a = \frac{Q_c}{\sqrt{2 \times g \times h} \times c}$$

a : オリフィスの断面 (m²)

g : 重力加速度 (9.8 m/sec²)

h : 計画貯留水位 (HWL) からオリフィス中心までの水深 (m)

c : 流量係数 0.6 (ベルマウスを有する時は0.9)

Q_c : 許容放流量 (m³/sec)

$$Q_c = q \times \frac{A}{A'}$$

q : 調整施設下流の代表地点における流下能力 (m³/sec) ※

A' : 調整施設下流の代表地点における排水区域面積 (ha) ※

※ q 、 A' については、整備進捗状況により変化することから、

最新の状況については、下水道整備課へ確認してください。

エ 放流管の算定方法

$$D = \left[\frac{n \times Q_c}{0.262 \times i^{1/2}} \right]^{3/8}$$

D : 管径 (m)

i : 放流管の勾配 (小数: 10‰の場合0.01)

n : 粗度係数 (ヒューム管: 0.013、塩ビ管: 0.01)

(9) 雨水調整施設の沈砂量の算定方法下記の算定方法とする。

沈砂量

$$V_1 = 1.5 \times N \times A$$

- V 1 : 沈砂量 (m³)
N : 設計堆積年数 (=5 年)
A : 集水面積 (ha)

II - 3 開発区域に接する水路敷は、次のとおり整備する。

- (1) 水路敷には、下水道施設等を整備する。
- (2) 水路敷には、コンクリート 10 cm、砕石 10 cm、の叩きコンクリートを整備する。
- (3) 水路への転落防止のため開発区域内に安全対策の措置をする。
- (4) その他、水路管理者が必要とする整備については、別途協議をする。

II - 4 申請手続き

- (1) 公共下水道施設工事施行承認申請書
平塚市下水道条例施行規則第 17 条により申請する。
- (2) 物件設置許可申請書
平塚市下水道条例施行規則第 14 条により申請する。
- (3) 公共下水道区域外接続申請書
平塚市公共下水道区域外接続に関する取扱基準第 1 項に基づき申請する。
- (4) 水路占用許可申請書
平塚市水路に関する条例施行規則第 2 条に基づき申請する。
- (5) 水路自費工事許可申請書
平塚市水路に関する条例施行規則第 2 条に基づき申請する。
- (6) 排水施設接続許可申請書
平塚市水路に関する条例施行規則第 2 条に基づき申請する。
- (7) 公共施設（水路）の編入同意申請書
都市計画法第 32 条の規定に基づき申請する。
- (8) 水路用地帰属登記手続申請書
都市計画法第 40 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき申請する。

第3章 市長以外の者が管理する排水設備の整備基準

Ⅲ－１ 条例施行規則４６条第１項第２号ア及びエの宅内排水設備及び私道排水設備については、平塚市下水道条例第４条、第５条、第６条に基づき、平塚市公共下水道指定工事店で設計及び施工する。

Ⅲ－２ 宅内排水設備の汚水排除

(１) 宅内排水設備の汚水管は「平塚市排水設備工事取扱要領」に基づき、次のとおりとする。

ア 汚水管の管径及び勾配については次表のとおりとする。

排水人口(人)	排水管内径(mm)と勾配
150未満	100以上(勾配2.0/100)
150以上 300未満	125以上(〃 1.7/100)
300以上 500未満	150以上(〃 1.5/100)
500以上1000未満	200以上(〃 1.2/100)

イ 現場条件により露出管等又は特別な荷重がかかる場合を除き、土被りは宅地内で20cm以上とする。

ウ 地下埋設物等で支障がある場合は、別途協議する。

(２) 宅内排水設備の汚水ますの内径は「平塚市排水設備工事取扱要領」に基づき、次のとおりとする。

ア 硬質塩化ビニル製ますの大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
120cm以下	15cm
150cm以下	20cm
150cmを超え200cm以下	30cm

イ コンクリート製ます等の大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
60cm以下	30cm
90cm以下	35cm又は36cm
120cm以下	45cm
120cmを超え200cm以下	60cm

ウ ますの深さが2.0mを超える場合は0号マンホール以上を使用する。

エ 駐車場等に設置する汚水ますの蓋は車両等重量物に十分耐えられる構造の蓋を使用する。

オ 汚水ますの蓋には、汚水ますであることが分かる表示をし、かつ、平塚市管理の公共汚水ますと異なる種類のものを使用する。

(3) 汚水ますの設置箇所は、排水管の延長がその内径の120倍を超えない範囲内において排水管の維持管理上適切な場所に設置する。

(4) 阻集器についてはその業種に合わせて、グリス阻集器、オイル阻集器、ヘアー阻集器等を設置する。詳細については「平塚市排水設備工事取扱要領」のとおりとする。

(5) ディスポーザを設置する場合は「平塚市ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱」のとおりとする。

(6) 自然流下により直接公共下水道に排出できないなどで排水槽を設置する場合は「平塚市排水設備工事取扱要領」のとおりとする。

(7) 開発事業で計画される汚水量が本市の下水道計画汚水量を超える場合は、流下先の下水道施設の負荷の調整等について公共下水道管理者と協議し、必要に応じて汚水の調整施設（前号による排水槽等）を設置する。

Ⅲ－3 宅内排水設備の雨水排除

(1) 宅内排水設備の雨水管は「平塚市排水設備工事取扱要領」に基づき、次のとおりとする。

ア 雨水管の管径及び勾配については次表のとおりとする。ただし、浸透ます及び透水管を使用する場合はこの限りではない。

排水面積 (㎡)	排水管内径 (mm) と勾配
200未満	100以上 (勾配 2.0 / 100)
200以上 400未満	125以上 (〃 1.7 / 100)
400以上 600未満	150以上 (〃 1.5 / 100)
600以上 1500未満	200以上 (〃 1.2 / 100)
1500以上	250以上 (〃 1.0 / 100)

イ 現場条件により露出管等又は特別な荷重がかかる場合を除き、土被りは宅地内で20cm以上とする。

ウ 地下埋設物等で支障がある場合は、別途協議する。

(2) 宅内排水設備の雨水ます（溜め及び浸透）の内径は「平塚市排水設備工事取扱要領」に基づき、次のとおりとする。

ア 硬質塩化ビニル製ますの大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
200 cm 以下	30 cm

イ コンクリート製ます等の大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
60 cm 以下	30 cm
90 cm 以下	35 cm 又は 36 cm
120 cm 以下	45 cm
120 cm 超え 200 cm 以下	60 cm

ウ ますの深さが 2.0 m を超える場合は 0 号マンホール以上を使用する。

エ 駐車場等に設置する雨水ますの蓋は車両等重量物に十分耐えられる構造の蓋を使用する。

オ 雨水ますの蓋には、雨水ますであることが分かる表示をし、かつ、平塚市管理の公共雨水ますと異なる種類のものを使用する。

(3) 雨水ますの設置箇所は、排水管の延長がその内径の 120 倍を超えない範囲内において排水管の維持管理上適切な場所に設置する。

(4) 開発区域の面積が 500 m² 以上の開発事業（戸建住宅は除く）について、雨水が道路に流出する出入口部には、グレーチング側溝及び集水ます、その他これに類するものを設置する。ただし、駐車場等、雨水が流出する対象面積が 30 m² 以下の場合、この限りではない。

なお、グレーチング側溝の構造については、U240 以上、できる限りボルト固定とし、騒音や安全性に配慮する。

(5) 雨水浸透適地については、地下水の保全、遊水機能の回復や雨水の流出抑制等を行うため、以下の浸透設備を整備する。

ア 雨水ますは、浸透構造とし、公共雨水ます、雨水管きよや側溝等に接続する。また、浸透ますの砕石は 2 号砕石（粒径 60～40 mm）、3 号砕石（粒

径40～30mm)又は4号碎石(粒径30～20mm)を使用する。

イ 開発区域の面積が500㎡以上5,000㎡未満の開発事業(戸建住宅は除く)については、透水管及び浸透ます等の浸透設備を設ける。また、浸透設備は開発区域の面積から本市に寄付又は帰属をする公共施設の用に供する土地を除いた部分の面積に応じたものを設置する。

ただし、「(エ) 計画雨水流出量Qの算出方法」において、 $(C_i - C')$ の値が0又はマイナスとなる場合は、透水管の設置は不要とする。

(ア) 透水管は以下の構造とする。

- a 透水管は水平に据付ける。
- b 透水管は、有孔部分を下方にする。
- c 透水管の敷設間隔は、1.5m以上の離隔をとる。
- d 透水管の敷設は、荷重がかかる箇所を避ける。
- e 浸透層に使用する碎石は、2号碎石(粒径60～40mm)、3号碎石(粒径40～30mm)又は4号碎石(粒径30～20mm)を使用する。
- f 浸透層側部と底部は、フィルター材(厚さ1.5mm以上)で覆い目詰まりや陥没を防止する。
- g 浸透層上部は、ビニルシート(厚さ0.2mm以上)で覆い陥没を防止する。

(イ) 透水管の長さは時間あたりの計画雨水流出量と単位浸透量から算出する。

$$\text{透水管長さ } L \text{ (m)} = \frac{\text{計画雨水流出量 } Q \text{ (m}^3/\text{hr)}}{\text{単位浸透量 } V \text{ (m}^3/\text{(hr} \cdot \text{m)})}$$

(ウ) 透水管の時間あたりの浸透面積は以下のとおりとする。

- a $\phi 100$ mmの透水管(碎石30cm×30cm)の浸透面積は43㎡/(h・m)を標準とする。
- b $\phi 150$ mmの透水管(碎石50cm×80cm)の浸透面積は82㎡/(h・m)を標準とする。

(エ) 計画雨水流出量Qの算出方法は、次のとおりとする。

$$Q = \frac{1}{360} \times (C_i - C') \times I \times A \times 3600$$

- Q : 計画雨水流出量 (m³/hr)
 Ci : 開発事業完了後の平均流出係数
 C' : 平塚市下水道計画の排水区別流出係数
 I : 降雨強度 (mm/hr)
 A : 集水面積 (ha)

a 開発事業完了後の流出係数

下記の値により算出する。

工種別基礎流出係数

工種	屋根	舗装	間地
流出係数	0.80	0.75	0.20

平均流出係数の計算方法

$$C_i = \frac{\text{屋根面積} \times 0.80 + \text{舗装面積} \times 0.75 + \text{間地} \times 0.20}{A}$$

b 平塚市下水道計画の排水区別流出係数

下水道の整備計画等を参照のこと。

c 降雨強度

$$I = \frac{4750}{t + 33}$$

d 降雨到達時間

$$t = \text{最初流入時間} + \text{流下時間}$$

$$\text{最初流入時間} = 7 \text{分}$$

$$\text{流下時間} = \text{各管路延長} \div (\text{各管路の満管流速} \times 60)$$

(オ) 単位設計浸透量Vの算出方法は、次のとおりとする。

$$V = Q_f \times C$$

V : 設置施設の単位設計浸透量 (m³/(hr・m))

Q_f : 設置施設の基準浸透量 (m³/(hr・m))

C : 各種影響係数 = 0.54

a 設置施設の基準浸透量

$$Q_f = k_0 \times k_f$$

- k 0 : 土壌の飽和透水係数 (m/hr)
砂質層 = 0.51
黒土層 = 0.10
(個々の試験データを使用してもよい)
- k f : 設置施設の比浸透量 (m²)

b 設置施設の比浸透量

$$k f = a H + b$$

$$a = 3.093$$

$$b = 1.34W + 0.677$$

H : 設計水頭 (m) = 高さ

W : 施設幅 (m)

a, b : 施設形状による係数

(6) 開発区域の面積が5,000 m²以上の開発事業については、開発事業完了後の雨水排水による流下先の下水道施設や河川等の負荷を調整することを目的として、必要に応じ雨水調整施設を整備する。

市長との協議により、事業者自ら維持管理する雨水調整施設は次のとおり整備する。

ア 雨水調整施設の規模は、雨水調整施設容量表に見合ったものとする。

イ 雨水調整施設は、地表面を掘下げた調整池などとする。

ウ 雨水調整施設の上部の土地利用は、雨水調整施設の維持管理に支障が無いように行うものとする。

エ 雨水調整施設の付帯設備（安全対策設備等）については、参考文献「下水道雨水調整池技術規準（案）」に準じる。

オ 雨水調整施設は雨水調整施設容量と沈砂量を合わせた規模とする。

カ 雨水調整施設の容量、オリフィスの断面積、放流管径及び沈砂量の算定方法はⅡ-2-(8)及び(9)のとおりとする。

キ 雨水調整施設及び浸透設備の維持管理について、市長に誓約書（第1号様式）を提出すること。

Ⅲ－４ 私道排水設備の汚水・雨水排除

開発区域内において、本市に帰属せず将来にわたり自ら維持管理する道路を私道（自己管理道路）といい、私道に整備する排水設備を私道排水設備（自己管理道路における排水設備）という。

（１）私道排水設備の汚水管（以下「汚水本管」という。）は「平塚市排水設備工事取扱要領」に基づき、次のとおりとする。

ア 汚水本管の管径及び勾配については次表のとおりとする。

排水人口（人）	汚水本管内径（mm）と勾配
500未満	150以上（1.5／100）
500以上1000未満	200以上（1.2／100）

イ 現場条件により露出管等又は特別な荷重がかかる場合を除き、土被りは80cm以上とする。

ウ 地下埋設物等で支障がある場合は、別途協議する。

（２）私道排水設備の雨水管（以下「雨水本管」という。）は「平塚市排水設備工事取扱要領」に基づき、次のとおりとする。

ア 雨水本管の管径及び勾配については次表のとおりとする。ただし、私道排水設備に浸透ます及び透水管を使用する場合はこの限りではない。

排水面積（㎡）	雨水本管内径（mm）と勾配
600未満	150以上（1.5／100）
600以上1500未満	200以上（1.2／100）
1500以上	250以上（1.0／100）

イ 現場条件により露出管等又は特別な荷重がかかる場合を除き、土被りは80cm以上とする。

ウ 地下埋設物等で支障がある場合は、別途協議する。

（３）私道排水設備の汚水ますの内径は「平塚市排水設備工事取扱要領」に基づき、次のとおりとする。

ア 汚水に使用する硬質塩化ビニル製ますの大きさは次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
1 5 0 cm 以下	2 0 cm 以上
1 5 0 cm 超え 2 0 0 cm 以下	3 0 cm 以上

イ ますの深さが 2.0 m を超える場合は 0 号マンホール以上を使用する。

(4) 私道排水設備の雨水ますの内径は「平塚市排水設備工事取扱要領」に基づき、次のとおりとする。

ア 硬質塩化ビニル製ますの大きさは 3 0 cm 以上とする。

イ コンクリート製ます等の大きさは、一次表のとおりとする。

深さ	内径又は内のり
6 0 cm 以下	3 0 cm
9 0 cm 以下	3 5 cm 又は 3 6 cm
1 2 0 cm 以下	4 5 cm
1 2 0 cm 超え 2 0 0 cm 以下	6 0 cm

ウ ますの深さが 2.0 m を超える場合は 0 号マンホール以上を使用する。

(5) 布設方式は、ます方式とし勾配及び流れの方向が変わる地点、会合点、宅内から汚水本管へ接続する地点にますを設ける。

(6) 汚水ます及び雨水ますの蓋は、「平塚市排水設備工事取扱要領」に基づき、自動車等重量物の通る箇所に設ける場合は、台座付鉄製防護用蓋を使用する。台座付鉄製防護用蓋は通行車輛が総重量 8 t 未満は T-8 t を、8 t 以上は T-14 t 以上を使用する。

(7) ますの設置箇所は、本管の延長がその内径の 1 2 0 倍を超えない範囲内において本管の維持管理上適切な場所に設置する。

(8) 私道が接続する開発区域外の道路に下水道施設等がない場合は、別途協議する。

(9) 私道の側溝等に宅内排水設備からの雨水管を接続する場合は、取付部の側溝等の蓋はグレーチング蓋とする。

(10) 私道出入口には「平塚市排水設備工事取扱要領」に基づき、雨水を道路に流出させないために、グレーチング側溝及び集水ますを設置する。

なお、グレーチング側溝の構造については U 2 4 0 用以上、できる限りボル

ト固定とし、騒音や安全性に配慮する。

Ⅲ－５ 排水設備等設計図面の着色

排水設備等設計図面については、排水設備の種類がわかるよう設計図面には次表のように着色する。

排水設備		着色
新設	汚水	赤
	雨水	青
	浸透	黄
既設	汚水	黒
	雨水	

Ⅲ－６ 申請手続き

(1) 工事中の仮設排水

工事現場から流出する地下水や仮設現場事務所の生活排水及び仮設水洗トイレは公共下水道に接続し、排水設備等完成届兼公共下水道使用届を提出する。
なお、公共下水道使用料の賦課対象とする。

(2) 受益者負担金及び分担金

受益者負担金等の賦課状況を確認し必要な場合は、平塚市都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例施行規則第5条に基づき「下水道事業受益者申告書」を提出する。

(3) 排水設備新設等確認申請書

排水設備工事は平塚市下水道条例施行規則第5条に基づき、施工する前に「排水設備新設等確認申請書」を提出する。

(4) 公共下水道使用開始

平塚市公共下水道使用料条例施行規則第2条及び平塚市下水道条例施行規則第8条に基づき排水設備等完成届兼公共下水道使用届を提出する。

(5) 公共下水道区域外接続申請書

平塚市公共下水道区域外接続に関する取扱基準第1項に基づき公共下水道区域外接続申請書を提出する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から適用する。

参考資料

1 下水道に関する関係法令等（第3章）

- (1) 下水道法
- (2) 下水道法施行令
- (3) 下水道法施行規則
- (4) 平塚市下水道条例
- (5) 平塚市下水道条例施行規則
- (6) 平塚市公共下水道指定工事店等に関する規則
- (7) 平塚市都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例
- (8) 平塚市都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例施行規則
- (9) 平塚市公共下水道使用料条例
- (10) 平塚市公共下水道使用料条例施行規則
- (11) 平塚市公共下水道の構造に関する技術基準
- (12) 平塚市公共下水道の区域外接続に関する要綱
- (13) 平塚市公共下水道の区域外接続に関する取扱基準
- (14) 平塚市ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱
- (15) 平塚市排水設備工事取扱要領
- (16) 建築基準法
- (17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (18) 水質汚濁防止法
- (19) 消防法施行令
- (20) 平塚市水路に関する条例
- (21) 平塚市水路に関する条例施行規則

2 参考文献

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説（社団法人 日本下水道協会）
- (2) 防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例（社団法人 日本河川協会）
- (3) 下水道雨水調整池技術基準（案）解説と計算例
- (4) 平塚市道路標準構造図
- (5) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (6) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (7) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (8) 道路橋示方書・同解説・Ⅳ下部構造編（日本道路協会）
- (9) 下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会）

誓 約 書

令和 年 月 日

（提出先）

平塚市長

（事業者）

住 所

氏 名 ⑩

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

平塚市まちづくり条例に基づき整備いたしました下記の雨水調整施設等及び浸透設備（以下「雨水調整施設等」という。）について、下記のとおり維持管理することを誓約いたします。

記

- 1 開発事業の名称
- 2 開発区域
- 3 雨水調整施設等

種類		容量等		数量
<input type="checkbox"/>	雨水調整池		m ³	基
<input type="checkbox"/>	雨水貯留管	内径	mm	m
<input type="checkbox"/>	雨水調整槽		m ³	基
<input type="checkbox"/>	透水管	内径	mm	m
<input type="checkbox"/>	その他			

※詳細は別紙竣工図のとおり

（裏面あり）

(裏面)

4 遵守事項

- (1) 雨水調整施設等は、適宜、清掃等を行い、適切に維持管理いたします。
- (2) 雨水調整施設等の撤去等を行うときは、あらかじめ貴市と協議し、代替施設を設置します。
- (3) 雨水調整施設等の維持管理に必要な費用については、一切を負担します。
- (4) 雨水調整施設等及びその用地について、第三者に譲渡、又は、所有権移転を行った場合は、譲受人、又は、所有権取得者が本誓約事項を承継いたします。

5 添付図書

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 雨水調整施設等の構造図

以 上

資料①

ツインシティ地区 雨水調整施設容量について

ア 簡易計算法

$$V = (I - \alpha \times r c) \times 60 \times t i \times C i \times A \times \frac{1}{360}$$

- V : 必要調節容量 (m³)
I : 降雨継続時間 t i の降雨強度 (mm/hr)
 α : 調整方式による係数 (オリフィス = 1/2、ポンプ排水 = 1)
r c : 下流許容放流量に相当する降雨強度 (mm/hr)
t i : 必要調節容量が最大となる降雨継続時間 (min)
C i : 平均流出係数
A : 集水面積 (ha)

イ 降雨強度式

$$I = \frac{4750}{t i + 33}$$

ウ 下流許容放流量に相当する降雨強度

$$r c = Q c \times \frac{360}{C i \times A}$$

Q c : 開発事業区域からの下流許容放流量 (m³/sec)

エ 雨水貯留施設の許容放流量

$$Q c = q \times \frac{A}{A'}$$

q : 調整池下流の代表地点における流下能力 (m³/sec)
A' : 調整池下流の代表地点における排水区域面積 (ha)

※ q、A' については、整備進捗状況により変化することから、最新の状況については、下水道整備課へ確認してください。

オ 必要調節容量が最大となる降雨継続時間

$$t_i = \sqrt{\frac{4750 \times 33}{\alpha \times r c}} - 33$$

カ 平均流出係数

$$C_i = \frac{\Sigma (\text{各流出係数} \times \text{各面積})}{A}$$

工種別基礎流出係数

工種	屋根	道路	間地
流出係数	0.80	0.75	0.20

キ オリフィスの断面積の算定方法

$$a = \frac{Q_c}{\sqrt{2 \times g \times h} \times c}$$

- a : オリフィスの断面 (m²)
- g : 重力加速度 (9.8 m/sec²)
- h : 計画貯留水位 (HWL) からオリフィス中心までの水深 (m)
- c : 流量係数 0.6 (ベルマウスを有する時は 0.9)

ク 放流管の算定方法

$$D = \left[\frac{n \times Q_c}{0.262 \times i^{1/2}} \right]^{3/8}$$

- D : 管径 (m)
- i : 放流管の勾配 (少数: 10%の場合 0.01)
- n : 粗度係数 (ヒューム管: 0.013、塩ビ管: 0.01)

(2) 雨水調整施設の沈砂量の算定方法下記の算定方法とする。

ア 沈砂量

$$V_1 = 1.5 \times N \times A$$

- V₁ : 沈砂量 (m³)
- N : 設計堆積年数 (=5年)
- A : 集水面積 (ha)

